

標茶町特産品開発支援事業補助金

町内で生産する原材料を加工した商品、又は、町内で製造・加工する商品で、標茶町を想起できる商品、魅力を発信できる商品の開発事業者の取組みを支援します。

補助金額

- ・補助上限額 50万円
- ・補助率 2/3

※**年度内に事業を完了**させること

※補助金の交付は、同一事業者につき**年度内1回**のみ



補助対象経費

原材料、技術コンサルタント料、デザイン料、広告費、備品購入費、研修会参加費、展示会出展費等

※既存の特産品を改良する経費も対象となります。

※事業実施の結果、成果品が得られなかった場合においても、実施済分の対象経費を補助します。

【対象外となるもの】

- ①この補助金を利用した**同一の特産品**
- ②国・道・町・その他機関等から補助対象経費に対して**他に補助金を受けているもの**

補助対象者

- ①町税等の滞納がない者
- ②標茶町に居住し申請日において満18歳以上の者、又は、標茶町に本店所在地又は支店等の事務所を有する法人
- ③標茶町で事業を営む者
- ④その他町長が特別に認めた者



申請の流れ

- ①事業計画の認定申請 事業計画書、収支計画書、納税確認書、住民票の写し（個人）、履歴事項全部証明書（法人）、経費の見積書（請負契約書の写し）等を事業着手前に提出し、町の認定を受けてください。
- ②事業計画の認定・補助金交付決定 事業計画を審査し、認定・補助金の交付決定通知を行います。事業計画内容に変更がある場合や計画を中止する場合は「変更（中止）申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。
- ③補助金概算払の申請 補助決定通知書記載の額を上限に概算払を受けることができます。希望する場合は、申請書を提出してください。
- ④事業完了報告の提出 事業完了報告書及び、補助対象経費の領収書の写し、写真（工事写真、購入備品等）等を提出してください。
- ⑤補助金精算 補助金確定通知に基づき補助金の精算を行います。

お問い合わせ先

標茶町役場 観光商工課商工労働係（2階⑩窓口）
電話 015-485-2111（内線251・253）

